

# 令和8年度 グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

令和8年3月27日制定  
(一社)宮崎県トラック協会

## (目 的)

第1条 一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、グリーン経営を推進する認証機関により認証を取得または更新する事業所に対し、その費用の一部を助成し環境対策の推進を図ることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、交通エコロジー・モビリティ財団をいう。

## (助成対象)

第3条 助成の対象となるのは、県ト協会員で宮崎県内に所在する事業所とする。ただし会費の滞納がある会員事業者は除く。

## (助成金額)

第4条 前条に規定する交付額は、グリーン経営の認証登録の取得又は更新に要した費用のうち50,000円とする。

## (助成期間)

第5条 会員事業所は令和8年4月1日から令和9年3月15日までに認証を取得又は更新し、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」の提出を行うものとする。

なお、助成は申請順に行うこととし、予算額に達した場合は、申請受付を締め切ることができる。

## (申請方法)

第6条 助成を希望する会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記載の上、県ト協に提出する。申請書の提出期限は、令和9年3月15日とする。

## (雑 則)

第7条 協会は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

## (その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

## 附 則

本要綱は令和8年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

一般社団法人 宮崎県トラック協会長 殿

## 令和8年度 グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書

住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号  
担当者氏名

㊟

グリーン経営認証制度における【 認証登録 / 更新 】をいたしましたので促進助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり請求します。

記

助成金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(振込先)

金 融 機 関 名		支店
口 座 番 号	( 普通 ・ 当座 )	No.
口 座 名	フリガナ -----	-----

※ 添付書類

認証登録・更新

- (1) グリーン経営認証登録 (写)
- (2) 認証登録に係る請求書明細 (写) 並びに領収証 (写) (振込金受取書等でも可)
- (3) 振込先口座が確認できる書類(写)  
(例：通帳の表紙及び見開きページ、または口座情報が記載された書類等)